



様式 3-1

受託事業体 殿

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長

米穀委託書の交付について

このことについて、第3章第1に基づき、別添のとおり米穀委託書を交付する。

政府所有米穀委託書(明細表)

令和 年度受託事業体名:○○○○ 引渡日: 令和○年○月○日 (単位:kg)

売渡人名	都道府県	在庫地			国内産米							備考		
		所在地	倉庫業者名	倉所名	年産	産地	種類	銘柄	等級	包装	量目 (kg)		数量 (個数)	数量 (kg)

令和 年度受託事業体名:○○○○ 引渡日: 令和○年○月○日 (単位:kg)

買入受託者	都道府県	在庫地			外国産米							備考						
		所在地	倉庫業者名	倉所名	産地国	輸入年度	契約番号	契約枝番	種類	銘柄	包装	量目 (kg)	数量 (個数)	数量 (kg)	本船名 (略称)	本船名 (フルフアット)	輸入港	入港日

樣式 4-1

(1) 加工原材料用米穀



(2) 配合飼料用米穀



(3) 学校給食用米穀



(4) 試験研究用米穀



(5) 工業用米穀



(6) (1) から (5) までの米穀以外のもの

その用途が明確に分かる表示（具体的な表示印は、基本要領第4章Ⅰの第5に基づく販売等手続指示書（様式4-18）により指示することとする。）

備考

- 1 大きさは、外円直径30～40ミリメートル、肉幅2～5ミリメートルとし、肉色は、青色又は緑色とする。
- 2 見やすい箇所へ印刷、押印、シールの貼付その他の方法により、鮮明に付すものとする。

様式4-2-1（組合等以外の者の申請の場合）

資格審査申請書<sup>注</sup>

政府所有米穀の買受資格者<sup>\*1</sup>に係る資格審査を受けたいので、下記書類<sup>\*2</sup>を添付して申請します。

また、以下について誓約します。

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

記

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：  
電話番号：  
FAX番号：

---

注 記載漏れ、添付書類の不足等、申請に不備があった場合は受付を行わないので、十分確認を行って提出すること。

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格者」の前に挿入すること。

\*2 米穀の買入・販売等に関する基本要領第4章I第2の2の(3)のアに定める必要とする書類に該当するものを添付し、その書類の種類名を記の下の空欄に記載すること。

様式4-2-2（組合等の申請の場合）

資格審査申請書<sup>注</sup>

政府所有米穀の買受資格者<sup>\*1</sup>に係る資格審査を受けたいので、下記書類<sup>\*2</sup>を添付して申請します。

また、以下について誓約します。

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないこと。
- 2 申請者及び共同購入者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 申請者及び共同購入者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 申請者及び共同購入者が米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 5 共同購入者の行為等が、「政府が行う米穀の売買等に係る有資格者の法令違反等における処分等基準」（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）のⅠ又はⅡに該当した場合は、農林水産省農産局長からの通知に従い当該者を共同購入者としないこと。

記

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

F A X 番号：

---

注 記載漏れ、添付書類の不足等、申請に不備があった場合は受付を行わないので、十分確認を行って提出すること。

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格者」の前に挿入すること。

\*2 米穀の買入・販売等に関する基本要領第4章Ⅰ第2の2の(3)のイに定める必要とする書類に該当するものを添付し、その書類の種類名を記の下の空欄に記載すること。

農林水産省農産局長 殿

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

### 承 諾 及 び 誓 約 書

政府所有米穀の買受資格者となるに当たって、政府所有米穀を買い受けた場合には、当該米穀を適正な用途に使用するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

#### <承諾事項>

- 1 政府所有米穀の引渡しに当たり、当該米穀の保管場所における在姿による引渡しを承諾します。
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局をいう。）の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、政府所有米穀の販売等業務を実施する受託事業者又は農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することを承諾します。
- 3 政府所有米穀を買い受けてから使用し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を当該米穀の使用後2年間保存することを承諾します。
- 4 商号又は名称及び代表者氏名並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾します。
- 5 政府所有米穀の不適正流通の事実が確認された場合は、（所属団体が）政府所有米穀の買受資格者の資格を取り消されるとともに、売買契約に基づく違約金を納付し、また、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾します。

#### <誓約事項>

- 1 買受資格者（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用す

る者を含む。)が米穀の流通に関する法令<sup>\*1</sup>の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

- 2 買受資格者について、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3 買受資格者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 下記ア又はイにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

## 記

### ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ロ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (ハ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (ニ) その他前各号に準ずる行為を行う者

---

\*1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

年 月 日

## 名称等の公表に関する同意書

農林水産省農産局長 殿

政府所有米穀の買受資格者<sup>\*1</sup>となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所が公表されることに同意します。

また、政府所有米穀の売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、買受資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

---

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格者」の前に挿入すること。

### 工場等設備状況報告書

農林水産省農産局長 殿

(申請者)

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日現在における工場の所在地、設備状況及び加工能力等について下記のとおり報告します。

記

1 工場所在地

2 従業員数

(1) 役員 人

(2) 従業員 人 (うち加工 (製造) 従事者 人)

3 土地建物

敷地	事務所	工場	倉庫
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

4 機械設備状況

種類	形式、大きさ、能力	台数

5 加工能力

(1) 直近1年間の実績

① 年間実績 ( 年 月 ~ 年 月)

製品		原料	
製品名	製品出来高	原料名	原料使用量
	トン		トン
	トン		トン

② 月別製造割合

年 月												計
原料米使用量												100 %

(2) 今後の計画

① 年間加工計画 ( 年 月 ~ 年 月)

製品		原料	
製品名	製品出来高	原料名	原料使用量
	トン		トン
	トン		トン

② 月別加工計画 (概算)

年 月												計
原料米使用量												100 %

(注) 月別については、事業年度を記載の上、年間計に対する月別比率を記載すること。

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農産局長

現地確認依頼書

今般、政府所有米穀の販売について、資格審査を実施することとしたので、申請書の提出を受け付けた場合には、下記について貴所属職員により現地確認を行い、その結果を  
月 日(随時審査の場合は申請受付後10日以内とする)までに報告するよう依頼する。

記

- 事業実態について  
別添「営業経歴書」に記載されている事業内容と実態の事業内容が一致するかを確認する。
- 工場等の設備状況について<sup>\*1</sup>  
別添「工場等設備状況報告書」に記載されている工場等設備と実態の工場等設備が一致するかを確認する。
- (その他必要と認める内容の確認事項<sup>\*2</sup>) について<sup>\*3</sup>  
別添「その他必要と認める書類<sup>\*4</sup>」に記載されている内容と実態の内容が一致するかを確認する。

---

\*1 加工原材料用の場合以外削除する。

\*2 適宜内容を記載する。

\*3 その他必要と認める用途以外削除する。

\*4 申請者に提出させた書類名に適宜変更する。

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

現地確認（立入検査）報告書

年 月 日付け 第 号により依頼のあった現地確認依頼について、現地確認を行った結果を下記により報告します。

記

- <sup>\*1</sup>  
判定「 」<sup>\*2</sup> ( ) <sup>\*3\*4</sup>
  
- 判定「 」 ( )
  
- 判定「 」 ( )

---

\*1 確認依頼のあったものを記載する。

\*2 添付された資料と現地の状況が合致していれば「適」、合致していなければ「否」と記入する。

\*3 判定が「否」の場合は、合致していない状況を明記する。

\*4 判定に関わらず現地確認の際に作成した資料（チェックシート等）を添付すること。

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

現地確認（立入検査）報告書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章I第○の○に基づき、現地確認を行った結果を下記により報告します。

記

- \*1  
判定「 」\*2（ ）\*3\*4
  
- 判定「 」 （ ）
  
- 判定「 」 （ ）

---

\*1 現地確認を行ったものを記載する。

\*2 添付された資料と現地の状況が合致していれば「適」、合致していなければ「否」と記入する。

\*3 判定が「否」の場合は、合致していない状況を明記する。

\*4 判定に関わらず現地確認の際に作成した資料（チェックシート等）を添付すること。

番 号  
年 月 日

## 資格確認通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された政府所有米穀の買受資格者<sup>\*1</sup>に係る資格の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先、共同購入者名簿に変更があった場合又は経営の状態が政府所有米穀の買受資格者に係る資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格者」の前に挿入する。

番 号  
年 月 日

通 知 書

住所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された政府所有米穀の買受資格<sup>\*1</sup>の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認められませんでしたので通知します。

理由：

---

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格者」の前に挿入する。

### 資格審査申請書変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の 年 月 日  
交付年月日・番号 第 号

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

政府所有米穀の買受資格者<sup>\*1</sup>に係る資格審査申請書の記載内容について下記のとおり変更があったので届出をします。

#### 記

##### 1 変更内容

変更事項 <sup>*2</sup>	変 更 前	変 更 後	変更年月日

##### 2 変更事項に係る添付書類名

###### 記載要領

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜添付すること。

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を買受資格者の前に挿入すること。

\*2 共同購入者名簿の変更の場合は「別紙のとおり」と記載し、その変更内容が分かる資料を別紙として添付すること。



番 号  
年 月 日

## 資格停止通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により、有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

### 記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号  
年 月 日

## 資格取消通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により、有資格者として登録されましたが、今回 の理由により、政府所有米穀の買受資格<sup>\*1</sup>を取り消します。

---

\*1 加工原材料用の申請の場合は「加工原材料用」を、配合飼料用の申請の場合は「配合飼料用」を、その他必要と認める用途の場合はその具体的な用途名を「買受資格」の前に挿入する。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名)

### 年間販売計画書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、別紙のとおり、年間販売計画を報告します。

【別紙】

受託事業体名：

用途	販売計画数量												【参考】販売対象在庫(月末現在)				備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	産地国	種類	数量		
	加工用													計				
飼料用													計					

(単位:トン)

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名)

### 年間販売計画変更承認申請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、別紙のとおり、年間販売計画の変更を申請します。



様式4-17の1（競争的な方法による販売）

番 号  
令和 年 月 日

（商号又は名称又は氏名）

（代 表 者 名） 殿

農林水産省農産局長

**国内産米穀販売指示書**

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第4章I第4の1の(1)に基づき、以下のとおり国内産米穀の販売を指示するので、対応されたい。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 対象物品及び数量 | 別紙販売対象一覧のとおり |
| 2. 引取期限     | 令和 年 月 日     |
| 3. その他指示事項  | 別添のとおり       |

様式4-17の2（競争的な方法以外による販売）

番 号  
令和 年 月 日

（商号又は名称又は氏名）

（代 表 者 名） 殿

農林水産省農産局長

**国内産米穀販売指示書**

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第4章I第4の2の(1)に基づき、以下のとおり国内産米穀の販売を指示するので、対応されたい。

1. 対象物品及び数量
2. 引取期限 令和 年 月 日
3. 販売価格（単価） ○○円/○○当たり
4. その他指示事項 別添のとおり

番 号  
令和 年 月 日

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名) 殿

農林水産省農産局長

### 販売等手続指示書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、以下のとおり販売を指示するので、対応いただきたい。

1. 買受人、販売物品及び数量 別紙一覧のとおり
2. 引取期限 令和 年 月 日
3. その他指示事項 ○○○○○○



令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名)

### サンプル販売承認申請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、別紙のとおり、サンプルの販売について申請します。



様式4-20の1（競争的な方法による販売）

番 号  
令和 年 月 日

（商号又は名称又は氏名）

（代 表 者 名） 殿

農林水産省農産局長

### 政府所有米穀の販売に係る見積合せ結果通知書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第4章I第8の2の(1)の②に基づき、以下のとおり見積合せ結果を通知する。

- 1 買受人
- 2 販売物品及び数量
- 3 引渡場所
- 4 販売金額

様式4－20の2（競争的な方法以外による販売）

番 号  
令和 年 月 日

（商号又は名称又は氏名）

（代 表 者 名） 殿

農林水産省農産局長

### 政府所有米穀の販売に係る結果通知書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第4章I第8の2の(2)に基づき、以下のとおり結果を通知する。

- 1 買受人
- 2 販売物品及び数量
- 3 引渡場所
- 4 販売金額

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名)

### 引渡申請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、別紙のとおり、政府所有米穀の引き渡しについて申請します。



番 号  
令和 年 月 日

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名) 殿

農林水産省農産局長

### 引渡決定通知書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、引渡申請書のとおり引き渡しを決定する。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名)

### 契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第○章第○の○に基づき、別紙のとおり、契約の内容に適合しない現品に係る交換・補填について申請します。



様式4-24

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行っ

た場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

#### (責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

#### (期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

#### (調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

#### (協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

#### (契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく 関

係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省農産局長 印

乙 住所  
氏名 印



### ○国内産米穀の取扱数量

「①直近年」又は「②直近3カ年平均」のいずれかに記載してください。

①直近年

	○年
買入数量	
販売数量	

(単位:玄米トン)

②直近3カ年平均

	3カ年平均	○年	○年	○年
買入数量				
販売数量				

(単位:玄米トン)

(注)①、②共通

- 1 国内産米穀の取扱数量を記載してください。
- 2 精米での取扱の場合は、玄米換算した数値を記載してください。

### ○とう精能力

(単位:トン、台、時間)

工場名 (工場所在地)	製造メーカー名	型式名	1時間当たりの 精米生産量 ①	台数 ②	稼働時間 ③	処理数量 ④=①×②×③	備考
○○工場 ( )							
○○工場 ( )							
○○工場 ( )							
<b>合計</b>							

(注) 行が不足する場合は、行を挿入するなど適宜加工してご使用ください。

## 誓約書

農林水産省農産局長 殿

不作時等の放出備蓄米の買受資格者（有資格者）となるに当たって、米穀の流通に関する法令<sup>\*1</sup>を遵守し、買い受ける米穀その他の米穀を適正に使用することを誓約します。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

---

\*1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

## 報告義務等に関する誓約書

農林水産省農産局長 殿

政府備蓄米放出が決定した際の買受資格者となった際には、

- ① 取扱数量等の報告
- ② 販売計画の報告
- ③ 買受資格者の代表者や住所等の変更
- ④ 買受資格者の要件に係る変更
- ⑤ その他経営の状況等の変更

の報告について、適正に作成し、かつ、報告期限を遵守することを誓約します。

また、政府備蓄米を買い受けた際には、計画に即して販売することを誓約します。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

農林水産省農産局長 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

### 承 諾 及 び 誓 約 書

不作時等の放出備蓄米の買受資格者（有資格者）となるに当たって、政府所有米穀を買い受けた場合には、当該米穀を販売予定書に沿って適切に販売するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

#### <承諾事項>

- 1 地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。）の職員による販売予定書に沿って適切に販売しているかの確認のための立入検査に協力し、関係帳簿書類の確認等を受けることを承諾します。
- 2 政府所有米穀を買い受けてから販売し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を当該米穀の販売後2年間保存することを承諾します。
- 3 商号又は名称及び代表者氏名並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾します。
- 4 政府所有米穀の不適切な販売の事実が確認された場合は、政府所有米穀の買受資

格者の資格を取り消されるとともに、売買契約に基づく違約金を納付し、また、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾します。

#### <誓約事項>

- 1 申請者（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令\*1の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 2 申請者について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3 申請者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 下記ア又はイにも該当せず、また、将来においても該当しないこと。

#### 記

#### ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

き

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

---

\*1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

## 名称等の公表に関する同意書

農林水産省農産局長 殿

政府備蓄米放出が決定した際の買受資格者となるに当たって、商号又は名称、代表者名又は氏名、住所及び電話番号が公表されることに同意します。

また、政府所有米穀の売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに売買数量が公表されることに同意します。

さらに、買受資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名が公表されることに同意します。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

### 資格確認通知書

あなたが申請された不作時等の放出備蓄米の買受資格に係る資格の審査について、審査の結果、不作時等の放出備蓄米の買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営状態が資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

また、次の報告義務について、報告書を適正に作成し、かつ、報告期限を遵守してください。

- ① 月々の取扱数量等を四半期ごとにその翌月末までに取りまとめの上、取扱数量等報告書（様式4-36）により報告すること。ただし、政府備蓄米放出が決定した際には、別途指示するまでの間、月々の取扱数量等を翌月末までに取りまとめの上、取扱数量等報告書により報告すること。
- ② 政府備蓄米の放出が決定されたときは、月々の販売計画を作成し、販売計画報告書（様式4-37）により別途指示する期限までに提出すること。

有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月末まで

様式4-31

番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

## 通 知 書

あなたが申請された不作時等の放出備蓄米の買受資格の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認められませんでしたので通知します。

理 由：

資格審査申請書変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の 年 月 日  
交付年月日・番号 第 号

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

不作時等の放出備蓄米の買受資格について下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜添付すること。



番 号  
年 月 日

## 資格停止通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により、  
有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知  
します。

### 記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号  
年 月 日

## 資格取消通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第  
有資格者として登録されましたが、今回  
蓄米の買受資格を取り消します。

号の資格確認通知書により、  
の理由により、不作時等の放出備

取扱数量等報告書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿  
(農産局農産政策部企画課)

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

(単位：玄米トン)

住所 (都道府県名まで)	商号又は名称	買入・販売・在庫	年												合計			
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
		買入数量計																
		集荷業者からの買入																
		流通業者からの買入																
		生産者からの買入																
		政府備蓄からの買入																
		販売数量計																
		小売店への販売																
		業務用向け販売																
		流通業者への販売																
		月末在庫量																

- ※1 当報告書は、玄米での買入米穀を対象とし、精米での買入米穀は除く。
- ※2 精米での販売や在庫の場合の数量は、玄米換算した数値を記載すること。
- ※3 月々でとりまとめ、四半期ごとに整理し、その翌月末までに報告すること。ただし、備蓄米放出が決定した際には、別途指示するまでの間、月々でとりまとめその翌月末までに報告すること。
- ※4 報告に際しては、原則として電子ファイルを shikakusyahoukoku@maff.go.jp にメールで送付すること。なお、ファイル名は「取扱数量等報告書(商号又は名称)」とすること。

販売計画報告書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿  
 (農産局農産政策部企画課)

住 所：  
 商号又は名称：  
 代表者氏名：

(単位：玄米トン)

住所 (都道府県名まで)	商号又は名称	買入・販売	年															
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
		買入計画数量																
		販売計画数量計																
		小売店への販売																
		業務用向け販売																
		流通業者への販売																

※1 買入計画数量欄は、玄米について、既契約や契約予定など買入計画数量を月別に記入すること。

※2 販売計画数量欄(「小売店への販売」「業務用向け販売」「流通業者への販売」)は、既契約や契約予定、例年の販売実績等を踏まえた販売計画数量を玄米ベースで月別に記入すること。

※3 報告に際しては、原則として電子ファイルを shikakusyayahoukoku@maff.go.jp にメールで送付すること。なお、ファイル名は「販売計画報告書(商号又は名称)」とすること。

番 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

### 政府備蓄米販売（競争的販売）指示書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第4章Ⅱ第4の1の（3）に基づき、以下のとおり政府備蓄米の販売を指示するので、対応されたい。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 入札対象物品及び数量 | 別紙販売対象一覧のとおり |
| 2 入札公告日      | 令和 年 月 日     |
| 3 入札日        | 令和 年 月 日     |
| 4 引取期限       | 令和 年 月 日     |
| 5 公告内容等      | 別紙〇のとおり      |

番 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

### 政府備蓄米販売（割当的販売）指示書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）第4章Ⅱ第4の2の（3）に基づき、以下のとおり政府備蓄米の販売を指示するので、対応されたい。

- 1 販売予定数量
- 2 販売対象米穀
- 3 販売日 令和 年 月 日
- 4 引取期限 令和 年 月 日

番 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

### 政府備蓄米販売上限数量通知書

政府備蓄米の割当的な方法による販売に際し、貴殿の販売上限数量等を以下のとおり通知します。

- 1 販売上限数量 トン
- 2 見積書提出日時 令和 年 月 日 時まで
- 3 見積合せの実施方法 別添のとおり

販売予定書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿  
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :  
商号又は名称 :  
代表者氏名 :

(単位:玄米トン)

<民間流通米>

住所 (都道府県名まで)	商号又は名称	買入・販売・在庫	年																
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
		月初在庫																	
		買入予定																	
		販売予定																	
		月末在庫																	

(単位:玄米トン)

<政府備蓄米>

住所 (都道府県名まで)	商号又は名称	買入・販売・在庫	年																
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
		月初在庫																	
		買入予定																	
		販売予定																	
		月末在庫																	

※1 買入予定欄は、玄米について、既契約や契約予定などの買入見込数量を記入すること。

※2 販売予定欄は、既契約や契約予定などの販売見込数量を玄米ベースで記入すること。

※3 報告に際しては、原則として電子ファイルを shikakusyayahoukoku@maff.go.jp にメールで送付すること。なお、ファイル名は「販売予定書(商号又は名称)」とすること。

番 号  
令和 年 月 日

(商号又は名称又は氏名)

(代 表 者 名) 殿

農林水産省農産局長 (氏 名)

### 売買契約の締結指示書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号）  
第4章Ⅱ第5の2に基づき、以下のとおり売買契約の締結を指示するので、対応されたい。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1. 買受人、販売物品及び数量 | 別紙一覧のとおり |
| 2. 引取期限         | 令和 年 月 日 |
| 3. その他指示事項      | 〇〇〇〇〇〇   |